

岩手県告示第 597 号

青少年のための環境浄化に関する条例（昭和 54 年岩手県条例第 35 号）第 10 条の 3 第 1 項の規定により、次のがん具刃物類を青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとして指定し、不健全ながん具刃物類の指定（平成 10 年岩手県告示第 578 号）は、廃止する。

平成 20 年 8 月 19 日

岩手県知事 達 増 拓 也

種 別	種 類	形状及び構造	指定理由
刃物	固定式のナイフ	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号）第 17 条の規定により測定した刃体の長さ（以下「刃体の長さ」という。）が 6 センチメートルを超えるものであって、刃体が柄に固定されたもの（日常生活で使用されるものを除く。）	形状、構造又は機能が著しく青少年の粗暴な行為若しくは残虐な行為を誘発し、若しくは助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長し、その健全な成長を阻害するおそれがあり、及び青少年が所持し、又は使用することにより著しく人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼすおそれがある。
〃	折りたたみ式のナイフ	刃体の長さが 6 センチメートルを超えるものであって、刃体と柄の結合部の軸を中心として開刃するもの（開刃した刃体を柄に固定させる装置を有しないもの及び日常生活で使用されるものを除く。）	
〃	スライド式のナイフ	刃体の長さが 6 センチメートルを超えるものであって、通常は柄の内部に刃体が収納され、使用に際し、止め具を外して柄を振ること等により刃体を露出させるもの（露出した刃体を柄に固定させる装置を有しないもの及び日常生活で使用されるものを除く。）	